

「天然ガスコージェネ発電設備建設事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見

1 水質に係る環境影響評価項目の選定について

本発電設備の運転に伴い排出される間接冷却水は、他設備からの排水と一旦混合された後、排水口から水路を經由して洞海湾に放流される。排水口から排出される水量は、現在よりも1日当たり約1,400m³増加し、排水口における排水の温度は、現在の温度と比べると最大で冬期に約0.77℃、年平均では約0.38℃上昇すると事業者は予測しており、間接冷却水による洞海湾の水温への影響は軽微であるとしている。しかしながら、当該影響が軽微であるとした理由が不十分であるため、排水口から洞海湾までの水路における排水の温度変化を明らかにし、環境影響評価準備書に記載する必要がある。

また、ボイラークロー水は、他設備により適切に処理された後に排水口から洞海湾へ放流されることから、事業者は、ボイラークロー水の排水による洞海湾へのCOD、pHの影響は軽微であるとして、環境影響評価項目に「水の汚れ」を選定していない。しかしながら、公共用水域に排水を放流することは、何らかの環境影響を及ぼすことが予想されるため、「水の汚れ」を環境影響評価項目に選定する必要がある。また、環境影響評価項目に選定しない理由として方法書に記載した内容については、環境保全対策として、環境影響評価準備書に記載する必要がある。

2 大気質に係る環境影響評価項目の選定について

大気質の環境影響評価項目の選定については、環境基準が設定されている他の物質（ベンゼン、トリクロロエチレン等）及び環境基準が設定されていない炭化水素についても検討を行い、これらの物質を選定する場合にはその理由及び環境影響評価の結果を、選定しない場合にはその理由を環境影響評価準備書に記載する必要がある。

3 鳥類の生息、生育状況の記載について

方法書では、自然環境の地域特性を明らかにするため、北九州市で観測される鳥類について記載しているが、当該事業が洞海湾沿岸で実施されるにもかかわらず、陸鳥しか記載されていないため、環境影響評価準備書には水鳥についても記載する必要がある。